

排出事業者・
処理業者の
みなさま

電子マニフェスト 始めましょう

電子マニフェストとは...

産業廃棄物を排出する際に使用する「マニフェスト伝票」を電子化したものです。排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者は、情報処理センターを介したネットワークでやり取りします。

電子マニフェスト利用のメリット

✔ 事務処理を効率化できます！

- ・パソコンやスマートフォンで簡単に運搬・処分の終了報告ができるため、**伝票の返送が不要**となります。
- ・マニフェスト情報が情報処理センターに保存されるため、**紙マニフェストの保管が不要**となります。
- ・排出事業者による**マニフェスト交付状況の報告が不要**となります。

✔ うっかりミスを防げます！

- ・排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者による確認がなされますので、データの修正や取消の際の**誤入力**が防げます。
- ・必要項目の入力がないと先の画面に進むことができないため、**記入漏れ**が生じません。
- ・処理終了確認期限が近づくと排出事業者に通知が届きますので、**処理状況の確認漏れ**が防げます。

✔ データを利活用できます！

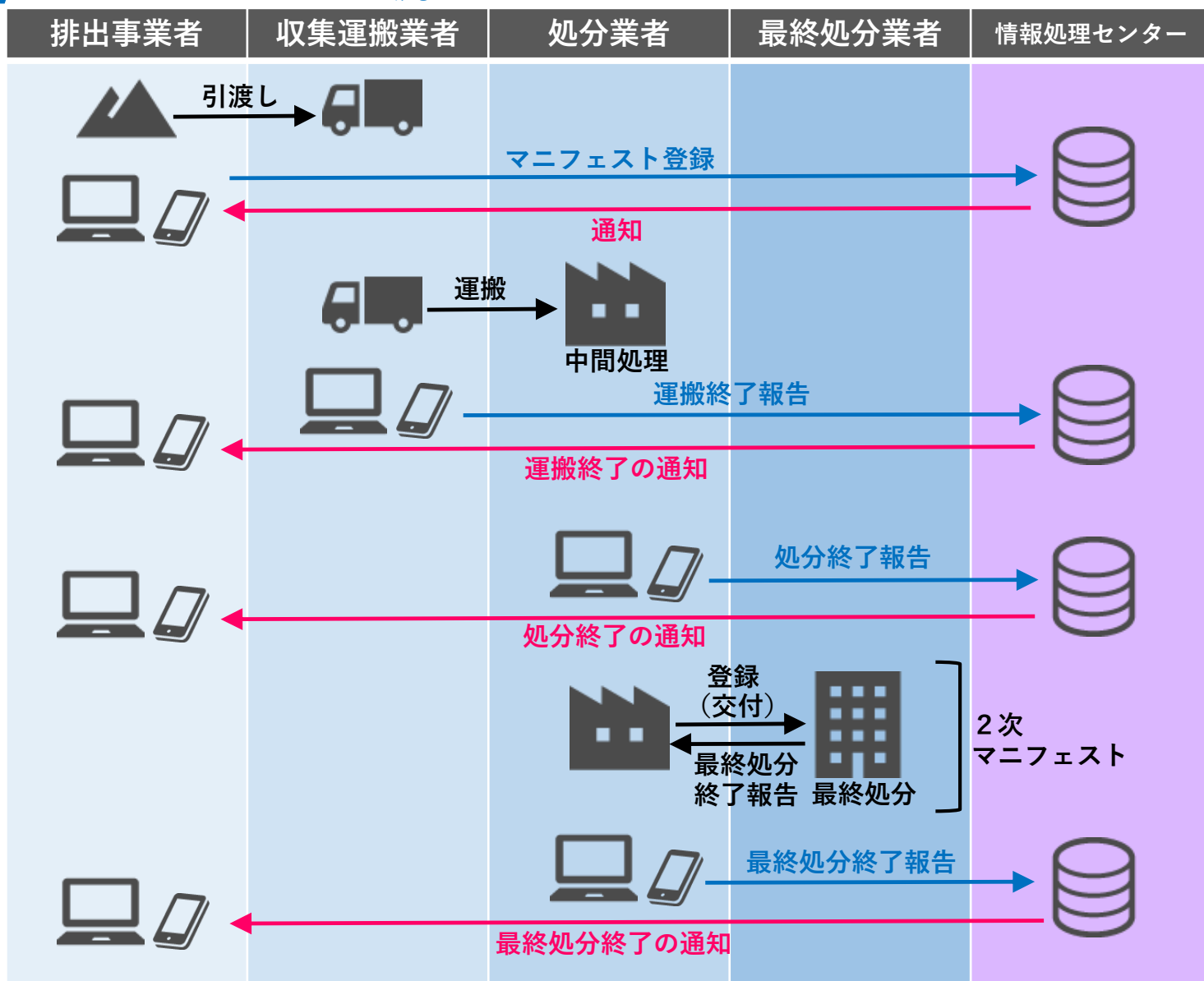
- ・廃棄物の処理状況は、いつでも**容易に確認**できます。
- ・マニフェスト情報は、**ダウンロードして自由に活用**することもできます。**集計作業も簡単**にできます。



宮城県

環境生活部廃棄物対策課
指導班 ☎022-211-2463

電子 manifests の流れ



電子 manifests と紙 manifests の比較

項目	電子 manifests	紙 manifests
manifests の交付・登録	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物を収集運搬業者又は処分業者に引き渡した日から3日以内に manifests 情報を情報処理センターに登録 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物を収集運搬業者又は処分業者に引き渡すと同時に manifests (A~E票) を交付
処理終了確認	<ul style="list-style-type: none"> 情報処理センターからの運搬終了報告、処分終了報告、最終処分終了報告の通知(電子メール等)により確認 	<ul style="list-style-type: none"> 運搬終了報告: B2票とA票を照合して確認 処分終了報告: D票とA票を照合して確認 最終処分終了報告: E票とA票を照合して確認
manifests の保存	<ul style="list-style-type: none"> manifests の保存が不要(情報処理センターが保存、5年分は常時確認可能) 	<ul style="list-style-type: none"> A票を5年間保存 収集運搬業者及び処分業者から送付されたB2票、D票、E票を5年間保存
産業廃棄物管理票交付等状況報告	<ul style="list-style-type: none"> 県や政令市への報告が不要 	<ul style="list-style-type: none"> 県や政令市に自ら報告

電子 manifests に関するお問い合わせ先

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター

☎0800-800-9023

<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

